

いよいよ海外赴任！

転出届を提出したら

あとはこの3つ！



TM パスポくん

オンライン
で

① 在留届の提出

3か月以上国外に滞在する場合、在留届の提出が義務です！
滞在中、安全に関する情報を受け取ることができます。

[出国90日前からオンラインで提出できます](#) →



今すぐ



② 在外選挙人名簿への登録

国外からも衆議院・参議院の国政選挙に投票できます！

出国前に「[出国時申請](#)」を行い、出国後に現地の日本大使館・
総領事館から「在外選挙人証」を受け取ります。

今すぐ



③ マイナンバーカード

出国前に「[国外継続利用申請](#)」を行うことで、国外でも
お手持ちのマイナンバーカードを引き続き利用できます！

在留届

現地での住所や電話番号が決まっていなくても、
90日前からオンラインで提出できます。



ゴルゴ13×外務省
中堅・中小企業
海外安全対策マニュアル

© さいとう・たかを



在留届を提出していると、こんなに安心

■ 現地の日本大使館・総領事館から領事メールが届きます

現地の危険情報、スト情報、災害情報などの安全情報
を始めとする滞在に不可欠な情報が配信されます。



■ 緊急時にあなたの安否を確認します

滞在先の国・地域で緊急事態が発生した場合に、
現地の日本大使館・総領事館は、在留届に登録
された情報を用いて、安否確認や日本の留守宅
への連絡を行います。

ここからアクセスしてね！
外務省
オンライン在留届



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

在外選挙人名簿への登録（出国時申請）

<申請できる方>

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方
(転出予定日までに当該最終住所地に3か月以上居住している方に限る。)

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日まで



めいすいくん

STEP 1

最終住所地の市区町村の選挙
管理委員会に対し、本人確認
書類（パスポート・マイナン
バーカード・運転免許証な
ど）を提示して、在外選挙人
名簿への登録を申請する。

STEP 2

在留届を提出する。
※ 出国前に現地での住所が
決まっていな方は、現
地での住所が決まり次第、
在留届の住所欄のアップ
デートをお願いします。

STEP 3

出国後、現地の日本大使館・
総領事館から連絡を受けたら、
窓口又は郵送（ご自身で選択
できます。）で在外選挙人証
を受け取る。

※ 出国後に日本大使館・総領事館で在外選挙人名簿への登録を申請することもできます。

マイナンバーカード（国外継続利用申請）

<申請できる方>

国外への転出を予定しており、転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方

<申請できる期間>

転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日の前日まで



マイナちゃん

※ 出国後に日本大使館・総領事館で新たに国外転出者向けマイナンバーカードを申請することもできます。